

# 公立大学法人公立鳥取環境大学情報メディアセンター閲覧室資料管理規程

平成24年4月1日

鳥取環境大学規程第108号

## (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学固定資産管理規程(以下「固定資産管理規程」という。)第2条第2項の規定に基づき、情報メディアセンター閲覧室に備える資料(以下「資料」という。)の収集と適正な管理について基準を定めるものとする。

## (用語)

第2条 この規程において「収集」とは、資料の選択、発注及び検収をいい、「管理」とは、資料の登録、保管、点検、除籍・抹消(寄贈、売却を含む。)及び廃棄をいう。

## (責任者)

第3条 資料の収集及び管理の責任者は、情報メディアセンター長(以下「センター長」という。)とする。

## (資料の種類)

第4条 資料の種類は、次のとおりとする。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 視聴覚資料
- (4) その他の資料(電子ジャーナル、学術関連データベース等電子的情報資料を含む。)

## (固定資産の計上基準)

第5条 資料は次の各号に掲げるものを除き、固定資産に計上する。

- (1) 事務用資料
  - (2) 逐次刊行物(合冊製本雑誌を除く。)
  - (3) 著しく消耗したもの
  - (4) 長期保存を必要としないもの
  - (5) 加除式図書(追録)
  - (6) 図書、逐次刊行物等に附属するフロッピーディスク、CD-ROM及びDVD等光学記録媒体で消耗品扱いのもの
  - (7) コンピュータハードディスク(これに類する電子記録媒体を含む。)上の情報等物品として特定できない資料
  - (8) 別に定める寄贈資料等のうち、消耗品として受入するもの
- 2 資料については、減価償却を行わない。
  - 3 第1項各号に該当するか否かの認定は、センター長が行う。

## (資料の取得価額)

第6条 資料の取得価額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 購入した資料は、購入価額
- (2) 寄贈資料等は、別に定める評価額
- (3) 合冊製本後に固定資産登録する資料は、その製本費
- (4) 情報メディアセンターで制作した資料は、その制作に要した経費の額

(資料の選択)

第7条 資料の選択は次の各号によるものとし、予算、収集方針、蔵書構成、重複及び利用状況を勘案し、情報メディアセンター運営委員会(以下「運営委員会」という。)で審議したうえでセンター長がその購入を決定する。

- (1) 教職員が推薦するもの
- (2) 学生が希望するもの
- (3) 運営委員会及び図書情報課の担当職員が推薦するもの

(資料の発注)

第8条 資料の発注は、公立大学法人公立鳥取環境大学会計実施規程第2条第1項第3号の規定に基づき、図書情報課が行う。

(資料の検収)

第9条 資料の検収は、図書情報課で次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 発注書・納品書と現物資料との照合
- (2) 落丁、乱丁、毀損、製本不良等の調査
- (3) 重複調査

(資料の登録)

第10条 固定資産計上する資料は、所定の所蔵印を押し、登録番号を付して資料管理台帳に登録する。

- 2 固定資産計上しない資料は、所定の所蔵印を押印し、登録番号を付して資料管理台帳に消耗品として登録する。

(資料の整理)

第11条 前条により登録した資料は、閲覧並びに貸出のための装備等によって、整理する。

(資料の保管)

第12条 整理済みの資料は、請求記号による配架のほか利用者の利便性に適した場所に保管する。

- 2 図書情報課は、資料の保全に留意し、紛失その他の事故防止に適切な措置を講じなければならない。

(資料の点検)

第13条 保管されている資料の点検は、定期的又は必要に応じて行うものとする。

(資料の除籍・抹消)

第14条 固定資産計上した資料で次の各号に該当するものは除籍し、除去処理を行う。

- (1) 紛失資料(所在不明になってから2年を経過したもの)
- (2) 破損、汚損、摩耗度が著しく、修理不能なもの
- (3) 利用者が、公立鳥取環境大学情報メディアセンター利用規程第22条に定める弁償義務を果たさず、かつ事実上弁償が不可能と認められるもの
- (4) その他資料としての価値を失うなど、除籍が適当と認められるもの

2 前項各号に該当するか否かの認定はセンター長が行い、理事長の承認を受ける。

3 固定資産計上しない資料は、前2項に準じて資料管理台帳から抹消する。

(資料の処分)

第15条 前条により除籍及び抹消した資料は、固定資産管理規程第4章の規定を準用して譲渡、売却、廃棄などの処分をする。

(報告)

第16条 センター長は、毎年度末、台帳と現物資料を照合し、その結果を理事長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。